

広島県告示第七百六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十年九月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 日時

平成二十年九月三十日 午前十一時から

二 場所

広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁北館二階二〇二会議室

三 案件

特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画及び特定鳥獣（ニホンジカ・島しよ部を除く地区）保護管理計画の変更について